

改正 令和 6 年 9 月 19 日 原規総発第 2409195 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 9 月 19 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この訓令は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～308	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～308	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
309	保障措置室	国際規制物資の使用等に関する規則(令和6年原子力規制委員会規則第4号。 以下この表において「国際規制物資使用規則」という。)第11条第2項第3号の規定による合併及び分割の認	主管課等の長		否	309	保障措置室	国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号。以下この表において「国際規制物資使用規則」という。)第3条第2項第3号の規定による合併及び分割の認可書類に係	主管課等の長		否

		可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。						る必要と認める記載事項に関すること。			
310	保 障 措 置 室	国際規制物資使用規則第27条第4号の規定による保障措置検査員の条件に関すること。	長官		要	310	保 障 措 置 室	国際規制物資使用規則第4条の10第4号の規定による保障措置検査員の条件に関すること。	長官		要
311	保 障 措 置 室	国際規制物資使用規則第39条第3号の規定による保障措置検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項の決定に関すること。	長官		要	311	保 障 措 置 室	国際規制物資使用規則第4条の22第3号の規定による保障措置検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項の決定に関すること。	長官		要
312	保 障 措 置 室	国際規制物資使用規則第44条第3項の規定による承認を要す	長官		要	312	保 障 措 置 室	国際規制物資使用規則第4条の27第3項の規定による承認を	長官		要

		る相互流用又は予備費の使用に係る経費の金額の指定及びその承認に関すること。						要する相互流用又は予備費の使用に係る経費の金額の指定及びその承認に関すること。			
313	保 障 措 置室	国際規制物資使用規則第45条第1項の規定による承認を要する繰越しに係る経費の金額の指定及びその承認に関すること。	長官		要	313	保 障 措 置室	国際規制物資使用規則第4条の28第1項の規定による承認を要する繰越しに係る経費の金額の指定及びその承認に関すること。	長官		要
314	保 障 措 置室	国際規制物資使用規則第47条第2項の規定による会計規程の基本的事項の承認及び変更の承認に関すること。	長官		要	314	保 障 措 置室	国際規制物資使用規則第4条の30第2項の規定による会計規程の基本的事項の承認及び変更の承認に関すること。	長官		要

315 ～353	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	315 ～353	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-------------	-----	-----	-----	-----	-----	-------------	-----	-----	-----	-----	-----